

自立者支援サービス利用基準

次に掲げる項目のいずれかに該当する者

(社会的活動の変化)

1 社会的活動又は仕事や趣味の活動への参加が減って悩んでいる。

(孤立)

2 日中、1人である時間が多く、孤独と感じている。

(支援体制)

3 精神的な支援や助言をしてくれる家族や友人がいない。

(日常生活に必要な行為)

4 次に掲げる各号のいずれかの行為に支障がある。

(1) 食事の用意 (孤立を考える、材料の用意、料理、配膳)

(2) 家事一般 (食事の後片付け、掃除、家の中の整理・整頓、洗濯)

(3) 金銭管理 (支払い、家計の収支勘定)

(4) 薬の管理 (処方どおりの服用)

(5) 電話の利用 (自分で電話をかける、受ける)

(6) 買い物 (生活に必要な物を購入する)

(7) 交通手段の利用 (乗り物による移動)

(日常生活動作)

5 次に掲げる各号のいずれかに該当する。

(1) 身の回りの動作、移動動作の機能が低下してきている。

(2) 入浴をするのに、見守りや一部援助が必要

(3) 外出の頻度や、身体を動かす機会が少ない。

(4) 身体機能の向上に向けての意欲があり、その機能向上が見込まれる。

(居住環境)

6 浴室等の居住環境に問題があり、安全に入浴できない。